



平和を仕事にする。

2019年度 自衛官等採用案内



募集種目	資 格	受付期間	1次試験
一般曹候補生	18歳以上 33歳未満の者	7月1日～9月6日	9月20日～22日
自衛官候補生 ※			
航空学生 (海・空)	高卒者(見込含) 海23歳、空21歳未満の者		9月16

※自衛官候補生試験は、年間を通じて随時行っております。又、上記以外にも募集種目があります。詳しくは自衛隊沖縄地方協力本部石垣出張所にお問い合わせください。

自衛隊沖縄地方協力本部石垣出張所

石垣市字登野城55-4番地 石垣地方合同庁舎3階 TEL:82-4942

自衛官募集



令和元年7月執行予定 第25回参議院議員通常選挙 —投票制度のお知らせ—

投票日に一定の事由によって投票所へ行けない選挙人又は身体に重度の障がいがある選挙人のために、選挙期日の前でも投票できる制度があります。

期日前投票制度

仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等の用務で投票日に投票所へ行くことが出来ない方。(石垣市の選挙人名簿に登録されている方)

投票期間 公示日の翌日～選挙期日の前日まで。(午前8時30分～午後8時まで)

投票場所 石垣市中央運動公園野球場会議室

※投票入場券裏面の「期日前投票 宣誓書」を記入し、必ず本人が署名してください。

不在者投票制度

①仕事や旅行などで市外に滞在している方は、滞在地の選挙管理委員会で不在者投票をすることができます。あらかじめ石垣市選挙管理委員会に「不在者投票請求書宣誓書」を送付してください。(不在者投票請求と滞在地の選挙管理委員会での不在者投票後の不在者投票用紙の郵送期間を考慮して早めに手続きをしてください。)

※「不在者投票請求書宣誓書」及び郵便等による「請求書」は必ず本人が署名してください。

※進学や就職などで引っ越しをされた方は、原則、現在住んでいる寮・アパート等が住所地になります。住民票は、選挙人名簿などの各種の登録や行政サービスにつながる大切な情報ですので、忘れずに移しましょう。

②都道府県選挙管理委員が指定した病院や老人ホーム等に入院(入所)中の方はその病院等の管理者に申し出て不在者投票をすることができます。

③身体障害者手帳または戦病者手帳を持っている方で、法令で定める重度の障がいのある方や介護保険法上の要介護5の認定を受けている方は郵便等により自宅などで投票する「郵便等による不在者投票」ができます。なお、この投票をするためには「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要がありますので郵便等投票証明書の交付の申請をしてください。また、投票用紙等の請求は、選挙人名簿登録地の市町村選挙管理委員会に選挙の投票日4日前までに請求する必要がありますので、早めに請求してください。